

岩手県告示第288号

車両制限令（昭和36年政令第265号）第3条第1項第3号の規定に基づき、通行する車両の高さの最高限度が4.1メートルである道路を次のとおり指定し、併せて、同令第10条第1項の規定に基づき、当該道路を通行する高さが3.8メートルを超える4.1メートル以下の車両の通行方法を次のとおり定める。

平成30年3月30日

岩手県知事 達 増 拓 也

1 指定する道路の種類、路線名及び区間

種類	路線名	区間
県道	盛岡横手線	盛岡市中屋敷町135番2地先から上厨川字前潟77番9地先まで
県道	上米内湯沢線	盛岡市永井1地割47番1地先から羽場11地割53番1地先まで
県道	氏子橋夕顔瀬線	盛岡市前九年一丁目88番1地先から85番8地先まで

2 指定する期日 平成30年4月1日

3 通行方法

1の道路を通行する高さが3.8メートルを超える4.1メートル以下の車両は、次の通行方法によらなければならない。

- (1) 走行位置の指定 トンネル等の上空障害箇所では、車両又は車両に積載する貨物が建築限界を侵すおそれがあるので、車線からはみ出さないよう走行するとともに、道路に隣接する施設等に入り出すためやむを得ず車線からはみ出す場合は、標識や樹木等の上空障害物に接触しないよう十分に注意すること。
- (2) 後方警戒措置 後方車両に対し十分な車間距離を保たせ、交通の危険を防止するため、横寸法0.23メートル以上、縦寸法0.12メートル以上（又は横寸法0.12メートル以上、縦寸法0.23メートル以上）の地が黒色の板等に黄色の反射塗装その他反射性を有する材料で「背高」と表示した標識を、車両の後方の見やすい箇所に掲げること。
- (3) 道路情報の収集 道路の状況は、工事の実施等により変化があるので、あらかじめ道路情報を収集し、上空障害箇所のないことを確認の上走行すること。